

令和4年度目的税の使途について

【入湯税】

入湯税については地方税法第701条により、「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる」とされています。

本市におきましても、令和4年度決算における入湯税の収入分3,000千円を以下の事業の一般財源分に充当しました。

《歳入》 令和4年度決算額 3,000千円

《歳出》 令和4年度決算における充当状況

(単位:千円)

事業種別	担当課	事業番号	事業名	事業掲載ページ	事業費	対象一般財源	入湯税充当額
消防施設等の整備					50,675	5,280	411
	消防総務課	084101	消防施設整備事業	150	50,675	5,280	411
観光の振興					39,389	33,266	2,589
	商工観光課	062113	観光振興事業	144	16,518	10,495	2,589
	商工観光課	063101	観光交流施設運営事業	148	22,871	22,771	
合計					90,064	38,546	3,000

【都市計画税】

都市計画税については地方税法第702条により、「都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てる」とされています。

本市におきましても、令和4年度決算における都市計画税の収入分985,178千円を以下の事業の一般財源分に充当しました。

《歳入》 令和4年度決算額 985,178千円

《歳出》 令和4年度決算における充当状況

(単位:千円)

事業種別	担当課	事業番号	事業名	事業掲載ページ	事業費	対象一般財源	都市計画税充当額
都市計画事業					986,711	986,711	985,178
	財政課	079421	下水道事業会計繰出金	37	986,711	986,711	985,178
合計					986,711	986,711	985,178